

瀬戸市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。)、多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「国要領」という。)に基づいて、国要綱第5、別紙5及び6に規定する広域活動組織又は活動組織(以下「活動組織等」という。)が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において瀬戸市多面的機能支払交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(交付金の対象及び交付金額)

第2条 交付金の対象は、別表2の交付金の対象欄に掲げる活動とする。

2 交付金の額は、国要綱別紙1の第6の1及び別紙2の第6の1に規定する事業計画に位置付けられている対象農用地について、別表1に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とし、活動組織等の事業計画が市長により認定された年度の4月1日以降に実施した活動について交付する。

(流用の禁止)

第3条 国要領第1の2(3)及び第2の2(3)に規定のとおり、交付金の交付を受けた活動組織等は、別表2の交付金の種類欄に掲げる第2の項の資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)から第1の項の農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動は除く。)への経費の流用をしてはならない。ただし、第1の項から第2の項への経費の流用は可能とする。この場合、活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付け、費用の支出の有無に関わらず実施したすべての活動について活動記録に記載しなければならない。

(交付の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者は、必要な事項を記載した多面的機能支払交付金交付申請書(別記様式1-1号)を市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と

当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 市長は、第4条の規定による申請について、その内容を審査し、交付金を交付することを決定したときは、多面的機能支払交付金の交付決定について（通知）（別記様式2-1号）により活動組織等に通知をするものとする。

（交付金額の変更）

第6条 活動組織等は、事業計画の変更等により交付金の額を増額し、又は減額する必要があるときは、第4条の規定に準じて多面的機能支払交付金（増額・減額）交付申請書（別記様式1-2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について、その内容を審査し、交付金を増額し、又は減額することを決定したときは、多面的機能支払交付金の変更交付決定について（通知）（別記様式2-2号）により活動組織等に通知をするものとする。

（前金払の請求）

第7条 交付金の交付に当たっては、前金払とすることができる。

2 交付金の交付決定を受けた者は、第5条又は第6条の規定による通知を基に交付金の前金払を受けようとするときは、多面的機能支払交付金前払請求書（別記様式3号）により市長に請求しなければならない。

（実績報告）

第8条 交付金の交付を受けた者は、国要綱別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に規定する実施状況の報告を、市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けた者が第4条第2項ただし書の者である場合、前項の実施状況の報告を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 交付金の交付を受けた者が第4条第2項ただし書の者である場合、第1項の実施状況の報告を提出した後において消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した活動組織等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式4-1号又は4-2号）により速やかに市長に報告するとともに、多面的機能支払交付金の返還について（通知）（別記様式7-1号）を受けたときはこれを返

還しなければならない。

(交付金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る活動の成果が交付金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、その旨を多面的機能支払交付金の額の確定について(通知)(別記様式5号)により交付金の交付を受けた者に通知するものとする。

(活動の廃止)

第10条 交付金の交付を受けた者は、交付金の対象となる活動を廃止しようとする場合においては、多面的機能支払交付金の活動廃止届(別記様式6号)により市長に申請しなければならない。

(交付金の返還)

第11条 市長は、国要綱に定める返還が生じた場合又は第10条に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに国要綱及び国要領に基づき交付金を返還させるものとし、その旨を多面的機能支払交付金の返還について(通知)(別記様式7-1号)により交付金の交付を受けた者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、速やかに多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書(別記様式7-2号)を提出するものとする。

3 市長は、前項の届出書が適当と認める場合は、多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書(別記様式7-3号)により交付金の返還方法について承諾した旨を交付金の交付を受けた者に通知するものとする。

4 前項の承諾を受けた者は、市長が定める期日までに交付金を返還しなければならない。

(交付金の繰越し)

第12条 交付金の交付を受けた者は、事業計画に定める活動期間内において、各年度の終了時点で生じた交付金の残額を翌年度の経理に含めることができるものとする。

ただし、当該事業の活動期間終了年度末にあつては、翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を市長により受けなければならない、かつ、新たな事業計画に定める活動期間の初年度の使用予定に基づくものに限る。

(交付金の清算)

第13条 市長は、国要領第1の11(1)若しくは(4)又は第2の13(1)若しくは(4)に規定する清算に係る返還が生じたときは、多面的機能支払交付金の清算について

(通知) (別記様式 8-1 号) により交付金の交付を受けた者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、多面的機能支払交付金の清算に係る届出書 (別記様式 8-2 号) を市長に提出し、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

(交付決定前の活動)

第 14 条 活動組織等は、交付金の交付決定前に農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合にあっては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表 1-①

| 交付の対象 | | 地目 | 10 アール当たりの交付単価 |
|------------------|---------------|----|------------------------|
| 農地維持活動 | | 田 | 3,000 円 |
| | | 畑 | 2,000 円 |
| | | 草地 | 250 円 |
| 資源向上活動（共同） | 100%単価 | 田 | 2,400 円 (2,000 円 (※2)) |
| | | 畑 | 1,440 円 (1,200 円) |
| | | 草地 | 240 円 (200 円) |
| | 75%単価 (※1) | 田 | 1,800 円 (1,500 円) |
| | | 畑 | 1,080 円 (900 円) |
| | | 草地 | 180 円 (150 円) |
| 資源向上活動（長寿命化）(※3) | | 田 | 4,400 円 |
| | | 畑 | 2,000 円 |
| | | 草地 | 400 円 |

【資源向上活動（共同）の交付単価について】

(※1) 農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

(※2) 資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合には、交付単価に5/6を乗じた単価（括弧内の金額）とする。

別表 1-②

| 加算措置の対象 | 地目 | 10 アール当たりの加算単価 | | |
|----------------|----|----------------|---------------------------|-------------------------|
| | | 小規模 集落支援 | 多面的機能の更なる増進 に向けた活動への支援 | 農村協働力の深化に に向けた活動への支援 |
| 農地維持活動 | 田 | 1,000 円 | — | — |
| | 畑 | 600 円 | — | — |
| | 草地 | 80 円 | — | — |
| 資源向上活動 （共同） | 田 | — | 400 円 | 400 円 |
| | 畑 | — | 240 円 | 240 円 |
| | 草地 | — | 40 円 | 40 円 |

別表 1-③

| 組織の広域化・体制強化（活動期間中に限る） | 交付額 |
|--------------------------------|-------|
| 3 集落以上又は 50ha 以上 200ha 未満 | 4 万円 |
| 200ha 以上 1,000ha 未満又は特定非営利活動法人 | 8 万円 |
| 1,000ha 以上 | 16 万円 |

別表 2

| 交付金の種類 | 交付金の対象 |
|---|--|
| 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。） | 国要綱別紙 1 の第 4 に規定する農地維持活動、別紙 2 の第 4 の 1 に規定する地域資源の質的向上を図る共同活動及び第 4 の 3 の組織の広域化・体制強化に係る経費。 |
| 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動） | 国要綱別紙 2 の第 4 の 2 に規定する施設の長寿命化のための活動に係る経費。 |

【多面的機能支払交付金の運用について】

- 1 農地維持支払交付金について、活動計画書に定められた活動を適切に実施した場合は、資源向上支払交付金の活動に使用することができる。
- 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）について、活動計画書に定められた活動を適切に実施した場合は、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の活動に使用することができる。
- 3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）の活動に使用することはできない。
- 4 繰り越した交付金（精算に伴う繰り越しも含む。）については、前年度の実施状況の報告で定めた用途に従うこと。